

# 地域密着型サービス事業者募集要領

2019年3月

永平寺町

## 1 募集の趣旨

永平寺町では、2018年度から2020年度までを計画期間とする第7期介護保険事業計画に基づいた地域密着型サービスの基盤整備を進めていきます。質の高い地域密着型サービス提供体制の確立を目指し、より良いサービスを提供できる事業者を公平・公正に募集します。

## 2 募集内容

下記の地域密着型サービスについて募集します。

| サービスの種類      | 整備箇所数           | 定員            | 整備圏域 |
|--------------|-----------------|---------------|------|
| 認知症対応型共同生活介護 | 1事業所<br>(2ユニット) | 18人           | 全域   |
| 小規模多機能型居宅介護  | 1事業所            | 登録定員<br>29人以下 |      |

※上記サービスを組み合わせた併設事業所も可とします。

## 3 応募資格

- ① 福井県内で介護保険サービス事業所を運営している法人であること。
- ② 地方公共団体から指定管理者の指定を取り消され、その取り消しの日から1年を経過していない法人でないこと。
- ③ 申し込み直近3年間(2016～2018年度)及び今年度に事業者及び当該事業者の役員等が国税・地方税を滞納している法人でないこと。

## 4 応募条件

- ① 選定後には速やかに施設整備に向けた準備をすること。(原則として、2019年度中に着工し、2020年度当初までに竣工し速やかにサービス提供すること。)
- ② 原則として、建物は、その所有権を取得し登記すること。
- ③ 「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備運営に関する基準」等を遵守し、適切なサービス運営を図ること。また、介護保険法78条の2第4項各号及び第115条の12第2項各号の規定に該当しない者であること。
- ④ 認知症対応型共同生活介護について、他市町村から転入してきた方の利用にあたっては、転入後3ヶ月を経過してからにすること。

## 5 施設整備の補助について

福井県の介護施設等整備事業補助を予定しています。

補助内容や金額等については、今後変更されることもあります。交付については、

国県の予算の範囲内となるため、不交付になる可能性もあります。あらかじめご了承ください。

#### 福井県介護施設等整備事業補助

##### (1) 地域密着型サービス等整備助成事業

###### 基礎単価

認知症対応型共同生活介護 30,000 千円 (上限額)

小規模多機能型居宅介護 30,000 千円 (上限額)

※交付対象は運営事業者のみを予定しています。運営事業者以外の者(土地の所有者等)による建設又は改修については、補助の対象となりませんのでご注意ください。

##### (2) 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業

###### 基礎単価

認知症対応型共同生活介護 600 千円 × 定員 (上限額)

小規模多機能型居宅介護 600 千円 × 宿泊定員 (上限額)

#### 注意事項

- ① 資金計画等の策定にあたり、補助金の減額、不交付も念頭におき、十分に対応できる場合に限り応募するようお願いします。
- ② 補助金の交付を受けて施設整備を行う場合、一般競争入札に付するなど町が行う契約手続きの取扱いに準ずるための、一定の要件及び手続きが必要となります。
- ③ 昭和56年の建築基準法改正前の古い耐震基準によって建てられた建物を改修する場合、耐震診断により新しい基準を満たしていると証明されたもの又は耐震工事が実施されたものに限り交付対象といたします。
- ④ 補助金の交付を受けて施設整備をしたのち、事業の廃止や別の事業への転用等を行う場合は、原則として補助金の返還が必要となります。
- ⑤ 補助金によって整備された施設を担保に供することはできませんので注意してください。

## 6 応募スケジュール

質問は、質問書(様式13)により2019年3月15日(金)午前8時30分から4月12日(金)午後5時までの間にFAX又は電子メールにて受け付けます。なお、電話、口頭等のご遠慮ください。

|                          |                           |
|--------------------------|---------------------------|
| 事前相談期間(質問受付)             | 2019年3月15日～<br>2019年4月12日 |
| 応募受付期間<br>(様式1公募申請書正本1部) | 2019年3月15日～<br>2019年4月19日 |
| 申請書類の提出<br>(上記以外の提出書類)   | 2019年5月15日午後5時まで          |

|                  |            |
|------------------|------------|
| プレゼンテーション及びヒアリング | 2019年6月～7月 |
| 選定結果の通知          | 2019年6～7月中 |

## 7 提出書類

申込みを希望する事業者は、次により応募書類を提出してください。

なお、提出書類は返却いたしませんので、予めご了承ください。

(1) 提出書類 様式はHPからダウンロードできます。

|      | 区分                    | 留意事項                          | 様式      |
|------|-----------------------|-------------------------------|---------|
| 申請書等 | 1 公募申請書の提出について        | 所定の様式                         | 様式1     |
|      | 2 地域密着型サービス事業計画概要書    | 所定の様式                         | 様式2     |
|      | 3 実施予定事業の定員・従業者等の計画   | 所定の様式                         | 様式3-1、2 |
|      | 4 法人の沿革               | 所定の様式                         | 様式4     |
|      | 5 役員名簿                | 所定の様式                         | 様式5     |
|      | 6 評議員一覧表              | 所定の様式                         | 様式6     |
| 提案書等 | 7 事業計画提案書             | 所定の様式                         | 様式7     |
|      | 8 代表者・管理者の経歴書         | 所定の様式                         | 様式8     |
| 資金計画 | 9 資金計画書               | 開設当初の運転資金含む                   | 様式9     |
|      | 10 借入金返済計画書           | 元金、利率、期間、金融機関名                | 様式10    |
|      |                       | 金融機関からの融資証明書等                 | 写し      |
|      | 11 収支シミュレーション         | 積算根拠を含む                       | 様式11    |
|      | 12 預金残高証明書            | 自己資金分                         | 写し      |
| 建物等  | 13 土地・建物の権利関係を確認できる書類 | 売買(賃貸借)契約書又は確約書               | 写し      |
|      |                       | 登記簿謄本<br>※応募提出日前3か月以内に発行されたもの | 写し      |
|      | 14 整備予定地の現況写真         | 全体の状況が確認できるもの2～3枚             | 写し      |

|       |   |                     |         |
|-------|---|---------------------|---------|
|       | 1 5 建物計画図   | 平面図（室別面積を記載）        | A 3 版まで |
|       | 1 6 事業所開設予定地の位置図等                                 | 周囲の状況が確認できるもの及び公図   | A 3 版まで |
|       | 1 7 地域密着型サービス事業所建設（改修）予定地事前協議報告書                  | 所定の様式               | 様式 1 2  |
| 法人の概要 | 1 8 法人登記簿謄本                                       | 提出日前 3 か月以内に発行されたもの | 写し      |
|       | 1 9 法人の定款または寄付行為                                  | 最新のもの               | 写し      |
|       | 2 0 給与規定  | 最新のもの               | 写し      |
|       | 2 1 就業規則  | 最新のもの               | 写し      |
|       | 2 2 収支予算書   | 直近 1 年分             | 写し      |
|       | 2 3 決算報告書（貸借対照表の税務申告書類一式、営業報告書、附属明細書、キャッシュフロー計算書） | 過去 3 年分             | 写し      |
|       | 2 4 市町村税の納税証明書（法人町市民税・固定資産税）                      | 前年度分（当該年度分）         | 写し      |
|       | 2 5 国税の納税証明書「その 3 の 3」（法人税・消費税及び地方消費税）            | 直近決算の納期の到来したもの      | 写し      |
|       | 2 6 誓約書   | 所定の様式               | 参考様式    |

(2) 申請書提出にあたっての注意事項

- ① 提出書類は、フラットファイルを用いて、A 4 判左穴あけ綴りとしてください。フラットファイルの表紙、背表紙に、次のことを記載してください。  
「地域密着型サービス事業者申請書」（法人名）
- ② 正本 1 部、副本 9 部の記載内容が異なることのないようご注意ください。なお、副本は正本の写しとしてください。
- ③ 提出書類は、通しのページ番号を付け、以下の事項に従ってください。
  - ア) A 4 判縦で統一し、原則として左横書きとしてください。ただし、既存の文書を添付する場合は、これ以外の書式も可としますが、大きさは A 4 判に統一してください。図面については A 3 まで可とします。
  - イ) 原則として両面印刷とし、構成上、一部片面印刷は可とします。この場合、白紙面はページ数には含めないでください。
  - ウ) 色は白黒で統一してください。カラーは不可とします。
  - エ) 提出された書類の提出期限以降における差し替え及び再提出は認めません。
- ④ 提出書類の項目ごとに、インデックスを付けてください。また、仕切り紙等は、

ページ数に含めないでください。

- ⑤ 文字の大きさは、11ポイント・MS明朝を基準としてください。なお、表題や強調のためにフォント等を変更することは可とします。
- ⑥ 【様式7】事業計画提案書の枠については、必要に応じて伸縮してください。行間、文字数、余白等については自由に変更して構いません。(A4で最大4ページまでとします)
- ⑦ 提案内容に関連のない、法人等の宣伝活動や営業活動等に係る書類等は、添付しないでください。
- ⑧ 上記の書類のほか、町が必要と認めたときには別途参考書類の提出を求める場合があります。
- ⑨ 申請書の各様式は永平寺町ホームページに掲載しますので、ダウンロードしてお使いください
- ⑩ 申請書類等の提出は直接ご持参ください。
- ⑪ 受付期間及び提出先

| 応募受付期間  | 提出先及びお問合せ先  |
|---|---|
| 2019年3月15日～<br>2019年4月19日<br>(様式1公募申請書正本1部)<br>2019年5月15日まで<br>(申請書類一式) | 〒910-1192<br>福井県吉田郡永平寺町松岡春日1-4<br>永平寺町福祉保健課<br>電話 0776-61-3920 (直通)<br>FAX 0776-61-3464 |

## 8 選定方法

(1) 事業者の選定は、書類審査、事業者によるプレゼンテーション及びヒアリングにて「永平寺町地域密着型サービス事業者選定委員会」が審査し、「永平寺町介護保険運営協議会」に諮り選定します。

①書類審査

②プレゼンテーション及びヒアリング

ア) 日程については、改めてご連絡します。

イ) プレゼンテーション及びヒアリングは15分以内を予定しています。

ウ) お越しいただく方は3名以内とし、法人内の地域密着型サービス部門の責任者と管理者になる予定の方(未定の場合は介護サービス事業所の管理者になっている方)を含め3名以内でお願いします。

(2) 永平寺町地域密着型サービス事業者選定委員会が選定基準に沿って審査を行い、その評価に基づき町長が決定します。応募数が募集数と同数以下の場合でも、評価が最低基準を満たしていない事業者は選定いたしません。

(3) 選定後の手続き

選定された事業者はすみやかに施設整備に着手し、建設等が終了し事業開始

の準備が整った時点で、永平寺町に指定申請書を提出してください。(選定されたことをもって指定が確定されたものではありません。後日、改めて指定申請していただくこととなります。指定基準を満たさない場合は、指定を受けることができません。)

#### (4) 審査の視点

- ①法人の理念・姿勢、安定性
- ②法人運営の透明性・運営実績
- ③施設管理運営の体制・安全性への配慮
- ④利用者への対応
- ⑤町内雇用の促進等
- ⑥事業計画の適合性
- ⑦その他

### 9 選定結果の通知

審査結果は、応募のあったすべての事業者にも文書により通知します。

また、選定された事業者については、永平寺町ホームページで公表します。

※ 選定事業者が不測の事態により辞退した場合には、次順位の応募者を次点として選定することがあります。

### 10 応募にあたっての留意事項

- (1) 応募書類の提出をもって、応募条件等の内容を承諾したものとします。
- (2) 応募書類等の著作権は、応募申込者に帰属します。ただし、町は、事業者の公表等必要な場合は、応募書類等の内容を無償で使用できるものとします。  
応募者から提出された応募書類等は「永平寺町介護保険運営協議会」の資料として使用し、その資料及び審査結果を永平寺町ホームページで公表します。
- (3) 応募書類の提出に要する経費については、選定結果に関わらず、永平寺町は一切負担しません。
- (4) 応募書類は、理由の如何を問わず返却しません。
- (5) 次に該当する場合、審査を行なうことなく不適とします。
  - ① 提出された書類の内容に、重大な不備または虚偽があると認められる場合
  - ② 重要な事項（建設場所・設計・施設種別・定員・資金の確保等）の変更があった場合
  - ③ 応募者及びその関係者が、本町職員及びその関係者に対し選定評価に係る働きかけを行った場合
  - ④ 町民の疑惑や不信を招くような行為をしたと認められる場合
- (6) 金融機関から融資を受けて事業を行う場合は、申請書提出時に融資証明書等を提出してください。但し、申請書提出時に証明書の提出が間に合わない場合は選定後、町が指定する期日までに提出してください。

(7) 書類の提出期限後、事業予定者の選定前までに、やむを得ない事由で辞退する場合、辞退理由を明記の上、法人名・代表者名、法人印の押印のある辞退届を提出してください。(様式任意)

(8) 事業予定者として選定した後に辞退が生じると、本町の行政計画全体に大きな支障を来たすこととなります。その影響を十分に認識した上で、確実に事業が実施できる見込みをもって応募してください。

また、事業予定者名は選定後に公表するため、その後辞退する場合は、法人名・辞退理由等についても公表することとなります。また、必要に応じて関係機関等への説明を行っていただくこともあります。

(9) その他

選定後において、開発許可が得られない場合や応募内容に重大な変更が生じた場合、また、すみやかに施設整備に着手できない場合は、選定を取り消す場合があります。